

でガ割でんき（初回月特割）

2019年2月4日実施

2019年3月1日最終改定

日本瓦斯株式会社

料金その他の供給条件の内容

でガ割でんき（初回月特割）

1 対象となるお客さま

当社は、以下の条件を満たすお客さまで、当社との協議が整った場合に、でガ割でんき（初回月特割）を適用いたします。

- (1) 2019年2月4日から2019年3月31日までの間に、当社の電気需給約款〔低圧〕および電気需給約款〔低圧〕（中部エリア）（以下「需給約款」といいます。）にもとづき、新たに電気の需給契約をお申込みいただくこと。ただし、当該期間に先立ち電気需給契約をお申し込みいただいた場合で、同一の需要場所の電気需給契約を当該期間中に再度申込みをされたときは適用いたしません。
- (2) 電気の需給開始日が、2019年2月4日から2019年6月30日までであること。
- (3) 需給開始日から1年以上継続してご契約いただくこと。

2 適用

- (1) でガ割でんき（初回月特割）の適用は、以下のとおりといたします。
 - 1（対象となるお客さま）に定める条件を満たす電気需給契約（以下「当該需給契約」といいます。）の電気の需給開始日を含む計量期間等（以下「初回月」といいます。）の電気料金に適用いたします。
- (2) 当社は、1（対象となるお客さま）に定める条件を満たさなくなったお客さまには、でガ割でんき（初回月特割）を適用いたしません。

3 割引内容

- (1) 1（対象となるお客さま）に定める条件を満たすお客さまからの申込みを承諾した場合には、当社は、需給約款にもとづき算定した初回月の電気料金から(2)のキャンペーン割引を差し引きます。ただし、初回月の電気料金が5,000円未満の場合には、初回月の電気料金相当額を差し引くものと

し、翌月の電気料金での割引は行いません。

(2) キャンペーン割引（初回月特割）

1 契約につき	5,000.00 円
---------	------------

4 供給条件の変更および廃止

- (1) 当社は、この供給条件を変更することがあります。この場合、でが割でんき（初回月特割）の料金その他の供給条件は、変更後の供給条件によります。
- (2) 当社は、この供給条件を廃止することがあります。この場合、当社はあらかじめ当社ホームページ等を通じて廃止日をお客さまにお知らせいたします。

5 キャンペーン割引の返金

お客さまが当該需給契約の契約期間満了前に先立って当該需給契約を廃止または需給約款31（解約等）により当社が当該需給契約を解約する場合には、非常変災等やむをえない場合を除き、3（割引内容）（1）で差し引きされた金額を当社に返金していただきます。

6 その他

その他の事項については、需給約款に定めるところによるものといたします。

附 則（実施期日及び最終改定日）

実施期日2019年2月4日、最終改定日2019年3月1日。